

番 号：170231

国 名：パキスタン

担当部署：南アジア部南アジア第二課

案件名：東西道路改修事業（国道70号線）技術支援（環境社会配慮）【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：環境社会配慮
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月上旬から2017年10月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.65M/M、現地 1.40M/M、合計 2.05M/M
- (3) 業務日数：準備期間 7日 第一次派遣 28日 国内作業 3日 第二次派遣 14日 整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月17日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月2日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

| | |
|----------|---------------|
| 類似業務 | 環境社会配慮に係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | パキスタン／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 野生型ポリオの国際的拡大に関するWHOの声明を受け、パキスタンに4週間以上滞在後、同国を出国する渡航者に対して、出国時にWHO様式の1年以内に接種したポリオワクチンの接種証明

書の提示が、パキスタン政府より求められることがあります。（予防接種等に係る費用はその他原価に含まれています。）詳細については下記を参照してください。

6. 業務の背景

国道70号線は、バロチスタン州の州都クエッタとパンジャブ州南部の主要都市ムルタンを結んで国土を東西に接続し、石炭等の鉱業生産物や農作物等の輸送を担う基幹ルートである。しかし、同ルートには、山岳部の道幅が狭く、急峻で急カーブである未整備区間が存在し、トレーラー、タンクローリー、大型バスなどの大型車両は通行が困難である。ラホールとクエッタを結ぶ東西回廊には、国道70号線と国道65号線の2ルートがあるが、国道70号線が交通の難所となっているため、移動距離が200km長い国道65号線を利用する交通が多い状況である。

パキスタン政府が策定したVision 2025（2014年5月）では、国家計画の重点領域を構成する7つの柱の一つとして、「インフラの改善・地域連結性の強化」を掲げており、運輸システムの総合的発展及び経済成長への貢献のため、輸送コストの削減、交通の安全性の向上、地方部と市場／都市部の効果的な連結性の強化、道路ネットワーク整備、経済回廊の交通容量の拡大等を戦略的に行なうことを目指している。

同Visionに沿って、パキスタン政府はこれまで首都イスラマバードなどの北部主要都市と同国最大の都市であるカラチを結ぶ国道5号線及び自動車専用道路M2を中心に幹線道路整備を進めてきた。他方、インダス川西側のバロチスタン州や北西辺境州は経済開発が遅れているため、国道70号線の他、北部主要都市であるペシャワールとカラチとを結ぶ国道55号線を整備して、地域間格差の是正を目指している。

国道70号線全線約450kmについては、パキスタン政府及びADBにより道路整備事業が計画・実施されており、これらの事業を通じてパンジャブ州とバロチスタン州の移動にかかる所要時間を短縮することで、パキスタン東西回廊の輸送力が強化され、両州を横断する物流状況が改善して、バロチスタン州及びパンジャブ州の地域社会・経済の発展が期待されている。このような背景の下、国道70号線の山岳区間整備を対象に、2006年にJETROによりF/Sが実施され、2008年には「東西道路改修事業（国道70号線）（I）」（以下、本事業）への円借款供与が決定した。当初、本事業は、Rakhi Gaaj～Bewata間の32kmの整備が想定されていたが、物価上昇等の影響により、現在はそのうちのKhar～Girdu間11.5kmを対象に工事が進行中である。

本業務では、国道70号線全線約450kmについて、最新の他ドナー、先方政府の工事の進捗状況、最新の交通量データをレビューするとともに2006年に策定されたF/Sの事業計画及び現在実施中の工事進捗等をレビューし、先方政府が国道70号線の事業を進めていくために必要となる技術的なコンサルテーションを実施する。その結果を踏まえ、国道70号線上の山岳区間整備における追加的な支援ニーズを確認するとともに、円借款供与検討に必要な情報収集を行うことを目的に実施するものである。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、有償資金協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、同時期に派遣される交通計画/積算分野の専門家や機構職員等と協議・調整しつつ、円借款案件の実施促進並びに案件形成のために必要な以下の調査を行う。支援ニーズ把握の対象区間はRakhi Gaaj～Bewata間の32kmを対象とすることを想定。また、環境社会配慮カテゴリはBを想定している。

プロジェクト対象地域全域に邦人が立ち入るためには、先方政府による許可が必要であり、許可に要する期間が不透明である。このため、プロポーザルにおいては、邦人が現地入りせず遠隔での調査実施を念頭に、ローカルコンサルタント活用可能性を含め、効率的かつ経済的に調査を実施する方法を提案すること。なお、ローカルコンサルタントが必要となった場合はJICAパキスタン事務所が備上することを想定している。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2017年6月中旬～6月下旬）

- ① 国内で入手可能な情報に基づき、パキスタンの環境社会配慮に関する以下の情報を整理する。

- 1) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - 2) JICA環境ガイドライン（2010年4月）との乖離及びその解消方法
 - 3) 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割
- ② 2006年のF/S報告書、環境影響評価(EIA)報告書、簡易住民移転計画(RAP)等をレビューする。
- ③ 上記(1)②を踏まえ、先方政府にて更新中のEIA報告書並びに策定済みのRAPとJICAの環境社会配慮ガイドラインの整合性を比較し、国道70号線上の追加的支援ニーズへの円借款供与検討に必要な追加情報を特定する。追加的に必要となることが想定される項目は以下のとおり。

【環境社会配慮】

- 1) 緩和策及び緩和策実施のための費用
- 2) 代替案の比較検討
- 3) 環境チェックリストの改訂

【用地取得・住民移転】

- 1) 被影響住民(PAPs)の人数(非正規住民を含む)
- 2) 住民移転対象者の人数(非正規住民を含む)
- 3) 想定される移転先
- 4) 移転先におけるインフラ等の生活基盤の整備計画
- 5) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- 6) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 7) 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- 8) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 9) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 10) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 11) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 12) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- 13) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 14) 費用と財源
- 15) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 16) 住民説明・協議の開催プロセス、協議結果

具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、現地業務結果報告書、専門家業務完了報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。

- ④ 上記(1)①～③の作業結果を取りまとめ、及び現地業務方針(案)(和文)を作成する。また、パキスタン側関係機関に提示する説明資料(案)(英文)、質問票(案)(英文)を作成する。
 - ⑤ 上記(1)④について、JICA南アジア部と協議を行う。
- (2) 第一次現地派遣期間(2017年7月上旬～7月下旬)

- ① 現地作業開始前にJICAパキスタン事務所及びカウンターパート機関である道路公社 (National Highways Authority: NHA) に本業務の目的・趣旨、行程、実施方針を説明する。
 - ② 上記(1)④にて取りまとめた現地業務方針に沿って、NHA、パンジャブ州環境保護局(EPA)等と協議を行い、必要な情報収集を行う。
 - ③ 追加支援ニーズに対する円借款供与にあたり、環境社会配慮面で課題となる事項(主にEIA報告書・RAP更新作業の最終化に必要な支援を想定)を特定する。
 - ④ 第一次現地業務結果について現地業務結果報告書(案)として取りまとめ、JICAパキスタン事務所に対して報告・協議する。
- (3) 国内作業期間(2017年8月上旬～8月中旬)
- ① 現地業務結果報告書をJICA南アジア部に提出し、協議を行う。
 - ② 第二次現地派遣にて追加的に情報収集が必要な事項、実施機関への支援等を特定し、第二次現地業務実施計画(案)を作成し、JICA南アジア部と協議を行う。
- (4) 第二次現地派遣期間(2017年8月下旬～9月上旬)
- ① 上記(3)②に基づき、追加情報収集、NHAへの技術的な助言(主にEIA報告書・RAP更新作業の最終化に必要な支援を想定)を行う。
 - ② 第二次現地業務結果について現地業務結果報告書(案)として取りまとめ、JICAパキスタン事務所、NHA等に対して報告・協議する。
- (5) 帰国後整理期間(2017年9月中旬～10月中旬)
- ① 上記(4)②の現地業務結果報告書(案)を基に、JICA南アジア部に報告・協議を行う。
 - ② JICA南アジア部とも打ち合わせの上、現地派遣期間で先方政府との協議で更新された情報、踏まえて、専門家業務完了報告書にまとめる。なお、本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、結果の取りまとめに際して、当機構からコンサルタントに対して、取りまとめ様式等を指示する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は(5)専門家業務完了報告書とする。成果品以外の提出物については、原則として電子データによる提出を可とするが、パキスタン関係機関への説明に必要となる資料については必要部数を用意すること。

- (1) 現地調査方針案(各現地派遣前)和文
- (2) パキスタン側への説明資料、質問状(各現地派遣前)英文
- (3) 協議議事録(和文)
- (4) 現地業務結果報告書(各現地派遣終了時)和文・英文
- (5) 専門家業務完了報告書 和文 2部(JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所)
- (6) 本業務を通じて収集した資料・データ

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積

書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、東京⇒バンコク⇒イスラマバード⇒バンコク⇒東京を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構パキスタン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。臨時会計役業務の実施については、当機構パキスタン事務所並びに別途派遣される予定の「交通計画/積算」団員とも十分相談ください。

- ・ 車両関係費
- ・ 資料等作成費
- ・ 通信・運搬費

(3) 一般管理費等の上限加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとします。（イスラマバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とします。）

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る構成は、以下のとおりです。なお、2017年8月下旬～9月上旬頃にJICA本部から調査団の派遣を予定しており、現地で同行する予定です。

ア) 交通計画/積算（コンサルタント専門家）

イ) 環境社会配慮（コンサルタント専門家）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA南アジア部南アジア第2課（TEL:03-5226-8646）にて配布します。

「パキスタン国 N-70号線ディージャーハーン・ビワタ間山岳道路拡幅事業に係るF/S調査」報告書（2006年）

“Environmental Impact Assessment for N-70 Rakhi Gaj- Bewata Section” Final EIA Report 報告書（2006年、パキスタン政府）

Resentment Action Plan (RAP)（パキスタン政府作成）

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。また、現地作業中における安全管

理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載してください。現地での調査実施に当たっては事前に旅行日程・滞在先・連絡先等を「たびレジ」に登録するとともに、現地では在パキスタン・イスラム共和国日本国大使館（必要に応じて、在カラチ日本領事館）、JICA パキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、同事務所とは常時連絡が取れる体制とし、パキスタン国内での安全対策については同事務所の指示に従ってください。現地でのサイト視察が実施可能となる場合は、同事務所を通じた業務行程（案）の了承をパキスタン政府から得るとともに、実施機関スタッフや場合によっては治安当局による同行等のアレンジを行うこととします。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上